

見守り
新鮮情報

ネットバンキング を悪用した 還付金詐欺に注意



©Kurosaki Gen

市役所職員を名乗る男性から「健康保険料の払い戻し」が約3万円ある」と電話があり、払い戻しをしてもらうことにした。その後、払い戻し先の口座がある金融機関を名乗った電話があり、暗証番号を聞かれた。教えてくれなかったが「キャッシュカードや通帳がそちらにあるので大丈夫」と言われ、伝えてしまった。不安になり、その金融機関に確認すると、勝手にインターネットバンキングの申し込みがされていた。(60歳代 男性)

ひとこと助言



本文イラスト：黒崎 玄

- 還付金詐欺はこれまでATMで振り込ませる手口が主でしたが、ネットバンキングを悪用した還付金詐欺の相談が寄せられています。役所などの公的機関をかたたり「保険料の還付がある」などと電話し、還付金を受け取るためにと言って銀行口座の番号や暗証番号などを聞き出し、本人に成り済ましてインターネットバンキングの利用を申し込み、預金を他の口座に不正に送金する手口です。
- 公的機関や金融機関などが、口座番号や暗証番号などを聞き出すことはありません。絶対に教えず、すぐに電話を切ってください。
- お金が返ってくるという電話は、詐欺の可能性があります。すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(警察相談専用電話「#9110」、消費者ホットライン「188」)。

見守り新鮮情報 第436号（2022年11月1日）発行：独立行政法人国民生活センター

■問い合わせ■

茨城県消費生活センター

電話：029-225-6445

常陸大宮市消費生活センター

電話：0295-52-2185（直通）（市役所商工観光課内）

※月・水・金曜日は消費生活相談員が対応します。